

北海道有林野 釧路管理区 整備管理計画書



計画期間
自 令和 4年度
至 令和13年度

第1次変更計画
令和4年10月1日

北海道釧路総合振興局森林室



木と人の出会いすてき道有林



釧路管理区位置図



この計画書は、北海道有林野の整備及び管理に関する規程第8条に基づき作成したものです。

水産林務部長承認 令和 4年 3月 30日 道有林第 1798 号

令和 4年 3月 31日 釧森整第 1942 号

第1次変更計画

水産林務部長承認 令和 4年 9月 21日 道有林第 653 号

令和 4年 9月 27日 釧森整第 425 号

目次

はじめに.....	1
第1 整備管理計画とは.....	1
第2 整備管理計画策定の経過.....	2
第3 森林の働き.....	3
第4 道有林基本計画に関する基本的な方針と重点取組事項.....	4
1 多様で先導的な森林づくり.....	4
(1)ICTを活用した森林資源の把握.....	4
(2)積極的な伐採・再造林.....	4
(3)天然力を活用した森林づくり.....	4
2 資源や技術力を活用した地域貢献.....	4
(1)森林施業の低コスト化・省力化の推進.....	4
(2)道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成.....	4
(3)地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給.....	4
(4)企業等と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道の貢献.....	5
(5)胆振東部地震被災地の復旧.....	
(6)道有林の森林づくりを担う人材の育成.....	5
第1章 管理区の概要及び長期的目標の設定.....	6
第1 管理区の概要.....	6
1 自然的・社会的条件(地理的条件、気象条件、主な産業等).....	6
2 森林資源の概要.....	6
第2 長期的目標の設定.....	7
1 森林の現況に応じた多様で先導的な森林づくり.....	7
(1)目指す姿.....	7
(2)目標設定の考え方.....	7
(3)目標の指標.....	7
2 資源や技術力を活用した地域貢献.....	7
(1)目指す姿.....	7
(2)目標設定の考え方.....	8
(3)目標の指標.....	8
第2章 森林の整備・管理に関する基本的な事項.....	8
第1 地域の特性に応じた先導的な森林づくりに関する事項.....	8
1 森林づくりの基本的な考え方.....	8
(1) 森林の整備.....	8
(2) 森林の保全.....	12
(3) 森林の管理.....	13
第2 資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項.....	14
1 地域に貢献する取組.....	14

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進	14
(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成	15
(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給	15
(4) 道有林の森林づくりを担う人材の育成	16
(5) 道有林の活用	16
参 考 資 料	17
1 計画量一覧	18
(1) 総括表	18
(2) 内訳表	18
(3) 伐採計画	20
(4) 造林計画	21
(5) 路網計画	22
2 事業箇所図(前期)	23
3 施業仕組	24
(1) 施業仕組とは	24
(2) 施業仕組の区分	24
ア 森林の区分	24
イ 施業区分	25
4 森林の区分図	26
5 人工林育林体系図	29
6 主な保全施業林分及び特別施業林分の現況	30
(1) 保全施業林分	30
ア 保護林	30
(2) 特別施業林分	30
ア 試験林	30
イ 検定林	31
ウ 母樹林	31
エ 採取園	31
オ 分収造林	31
7 管理及び計画の沿革	31
(1) 管理の沿革	31
(2) 計画策定の沿革	32

はじめに

第1 整備管理計画とは

森林は、その存在によって豊かな水を育み、土砂の崩壊や流出を防ぎ、二酸化炭素の吸収・貯蔵、保健休養の場の提供、そして木材等林産物の生産など、私たちの暮らしに深く関わっています。

道民共通の財産である道有林野(以下「道有林」という。)を末永く守り育てていくためには、森林の適切な整備及び管理に関する基本的な考え方を定めた上で、計画的に取り扱っていく必要があります。

そこで、道では、「道有林野の整備及び管理に関する規程」(平成14年4月1日訓令第17号)の第5条及び第8条の規程に基づき、道有林全体の森林づくりの基本方針を定める道有林基本計画を策定するとともに、道有林を13の区域(管理区といいます)に分けて、地域の特性を踏まえつつ、目指す森林の姿や施業方法、施業仕組、計画量等を定める整備管理計画を策定しています。

なお、整備管理計画の策定に当たっては、知事がたてる地域森林計画及び市町村がたてる市町村森林整備計画の内容と調和を図ることとしています。

道有林基本計画	整備管理計画
【期間】 前期5年、後期5年の10年間	【期間】 前期5年、後期5年の10年間
【内容】 基本方針及び大綱、森林資源の現況、森林の取扱いの基本、伐採・更新・路網の整備などの事業の考え方及び全体事業量等	【内容】 森林づくり(森林施業)の方向性、森林資源の現況、伐採・更新・路網の整備などの事業の計画等

※参考 道有林基本計画の基本方針

- 1 多様で先導的な森林づくり
- 2 資源や技術力を活用した地域貢献

第2 整備管理計画策定の経過

道民の理解と協力を得ながら地域に根ざした道有林の整備・管理を進めるためには、計画を策定する段階において、地域の意見やニーズをお聞きすることが大切だと考えています。

このことから、令和3年(2021年)10月には令和4年度を始期とする「整備管理計画」の策定に伴い、森林整備に対する意見やニーズを把握するため、地域住民等を対象に「地域住民と創る道有林」を開催(書面)しました。

意見については、以下のような意見等が寄せられており、本計画は、これらの意見を踏まえつつ作成しています。

次期整備管理計画策定に係る現地検討会「地域住民と創る道有林」

○開催日: 令和3年10月 書面開催(資料についての意見、アンケートを依頼)

○依頼先: 町村、漁業関係、NPO 法人(計7団体)

○検討内容

- ・道有林基本計画の見直しについて
- ・道有林基本計画の骨子案について
- ・釧路管理区整備管理計画に係る管理区評価について

○主な意見

- ・無造作な自然破壊にならないようお願いする。
- ・エゾシカ対策を強化してほしい。
- ・情報交換の場(室内・現場)を設けてほしい。
- ・エゾシカ捕獲の実施を要望する。
- ・今後も道有林内に接続している避難路を利用したい。
- ・ICTを活用した取組を進めてほしい。
- ・木材生産と生物多様性の同時解決を目指してほしい。

第3 森林の働き

森林には様々なはたらきがあります。

道有林も、北海道の森林の一部として同じように、それらの役割を担っています。

○水源を守る

森林の土は、落ち葉やそれを分解して利用する微生物、あるいは小動物のはたらきで、スポンジ状になっています。

そのすきまに雨水を貯め、ろ過しながらゆっくりと流し出していきます。これによって、農業用水や飲料水が一年中かれることなく利用できます。



○災害を防ぐ

樹木は大地に根をしっかりと張って山崩れを防ぎ、住宅や道路などを守ります。

また、木の葉や、下草によって、雨水が直接地面をたたく事がないので、土が流れ出るのを防ぎます。

○生活環境を守る

樹木は、光合成により空気をきれいにし、二酸化炭素を樹木内に固定するほか、強い風をさえぎり、飛砂や騒音、霧などから生活を守るはたらきがあります。



○野生生物のすみかを守る

木や草、鳥や獣、虫など、森林にはさまざまな生き物が生活しています。森林は、さまざまな生き物が、食物を得たり、子育てをしたりする場所です。鳥や獣はもちろん、虫や菌類も、森林の恵みを受けて生きています。

○レクリエーションや休養の場として

森の緑や、鳥の声、川のせせらぎの音などは、人の心を和らげるはたらきがあります。

また、木から発散されるフィトンチッドには、リフレッシュ効果のほかに、殺菌作用などもあることが知られています。



○木材を供給する

森林の恵みである木材は、古くから住宅や家具、紙などの原料として利用されています。

木材は、再生できる資源であるだけでなく、工が容易で、環境に対する負荷が小さい原料でもあります。

第4 道有林基本計画に関する基本的な方針と重点取組事項

道有林の果たすべき役割と課題を踏まえ、次の基本方針と重点取組事項に従って森林の整備・管理を進めます。

1 多様で先導的な森林づくり

道民の財産である道有林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、積極的な主伐・再造林、人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成といった多様な森林づくりを先導的に進めます。

また、自然条件、社会的条件を踏まえた積極的な伐採と再造林、森林施業の低コスト化・省力化の推進、大径木の高付加価値など、トドマツ人工林施業の確立に向けて取り組みます。

(1) ICTを活用した森林資源の把握

・自然条件や社会的条件を踏まえて、施業実施箇所を適切に選定し、計画的に事業を実施するため、航空レーザー計測などのICTを活用して森林資源を効率的に把握します。

(2) 積極的な伐採・再造林

・自然条件や社会的条件が良い人工林について、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮に配慮しつつ、計画的な伐採と着実な再造林を積極的に進めます。

(3) 天然力を活用した森林づくり

・広葉樹と混交している人工林においては針広混交林化、大径木が賦存し多様な種類や高さの樹木が生育する天然林においては、活力ある天然林の育成を行い北海道らしい多様で健全な森林づくりを推進します。

2 資源や技術力を活用した地域貢献

地域の林業・木材産業の成長産業化に貢献するためには、限られた労働力で森林整備や木材利用が進むよう、ICT等の先進技術を活用したスマート林業の定着を図る必要があります。

このため、道有林では、全道に広がる資源や技術力を活用して、地域の特性に応じたスマート林業を実践します。

また、環境保全に関心のある企業等の森林づくりに対する関心が高まっていることから、ゼロカーボン北海道の実現に向け、カーボン・オフセットを活用した企業等と連携した森林づくりを進めます。

さらに、平成30年(2018年)9月に発生した胆振東部地震の道有林の被害面積は1,882haとなっており、胆振東部地震被災森林復旧指針に基づき、自然条件や社会条件などに応じて植栽や自然回復などの復旧手法を適切に組み合わせ、効率的・効果的な森林復旧を進め、その成果を一般民有林に普及を図ることにより、地域の森林・林業の再生に貢献します。

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進

・植栽や下草刈り等の労働環境を改善するため、植栽本数の低減や造林作業の機械化など低コスト化・省力化につながる施業方法の実証・普及等に取り組みます。

・植栽時期の拡大が期待されるコンテナ苗の活用により、限られた労働力で、効率的に植栽を実施するとともに、下草刈りを必要とする期間を短縮するため、成長が早いクリーンラーチや、グイマツ雑種 F₁ などのカラマツ類の植栽を推進します。

・主伐や列状の間伐など木材生産の効率化を図るため、ICTハーベスタなど高性能林業機械の導入を促進します。

(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成

・地域の林業事業体を育成するため、事業量の安定的な確保と、計画的な事業の発注に努めます。

・林業事業体による計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、林業事業体と長期の協定を締結し、連携して森林整備に取り組みます。

(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

・計画的な原木供給に努めるとともに、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、トドマツ大径木、林地未利用材、森林認証材、広葉樹材などの原木を供給します。

- (4) 企業等と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道の貢献
 - ・環境保全に関心のある企業等と連携した森林づくりを進めるため、オフセット・クレジットを共同で販売している市町村と連携してクレジットの販売に取り組みます。
- (5) 胆振東部地震被災地の復旧
 - ・植栽などの実証試験を実施するほか、率先して被災地の復旧を進め、地域の森林所有者等に復旧方法を普及します。
- (6) 道有林の森林づくりを担う人材の育成
 - ・天然力を活用した森林づくりを推進するために、天然林の資源内容の把握、適切な施業の導入などの技術の継承に努めるとともに、ICTなどの最新技術を取り入れ、技術力の向上を図ります。

第1章 管理区の概要及び長期的目標の設定

第1 管理区の概要

1 自然的・社会的条件〈地理的条件、気象条件、主な産業等〉

当管理区は、釧路総合振興局管内の厚岸町、浜中町と、根室振興局管内の別海町に所在しています。

厚岸、浜中地区は根釧原野の南端に位置し、標高 100m 程度の台地状の森林が太平洋沿岸まで広がっています。海岸部では複雑に入り込んだ急峻な海蝕地形を呈しており、そのほとんどが防霧保安林や国定公園に指定されています。

別海地区は、根室海峡に面した床丹川や春別川下流に位置しており、平坦地で海面との水位差が小さいため、各河川沿いには低湿地帯が広がっています。

地域の気象は千島海流からの影響を強く受け、年平均気温は 6~8℃、年降水量は 1,000~1,100mm 前後となっています。特に、春から夏にかけては海霧の発生する日が多いため日照時間が少なく、湿潤で冷涼な気候となっています。一方、冬期間の降雪量は少なく、内陸部においては寒さが厳しいため土壌凍結が著しく、森林整備を進める上で支障となることもあります。

水産業では、サケ定置網漁やサンマ漁、厚岸湾や太平洋沿岸での昆布漁やカキ・アサリの養殖、オホーツク海(根室海峡)沿岸でのホタテ・ホッキ養殖などが盛んに行われており、特に厚岸のカキは全国的にも有名で、味覚を求めて道内外から多数の人たちが訪れています。

農業は、地域特有の霧による日照不足と冷涼な気象から畑作などは難しく、平坦な地形を利用した大規模な酪農経営が行われています。

管理区の森林は、こうした産業と深い関わりをもち、河川の水質保全や農地への霧の侵入防止など、良好な環境を維持する重要な役割を担う一方で、古くから木材供給を通じて、地域住民の生活や産業に大きく貢献してきました。中でも、漁業資源への配慮から、厚岸湖などの湖沼や河川に対する環境の保全と水質の確保が強く求められるなど、森林の公益的機能の高度発揮の上で重要な位置づけとなっています。

また、エゾシカによる農林業被害は依然として高く、釧路管内の被害額が北海道における被害額の3割を占めているほか、ヒグマによる死亡事故や家畜への被害が発生するなど、地域住民の生活や産業に影響を与えています。

2 森林資源の概要

管理区の森林面積は約 14,400ha で蓄積は約 284 万 m^3 となっています。

天然林は 9,700ha で 188 万 m^3 の蓄積を有し、丘陵地帯に広く分布する混交林と湿原に面して沢沿いに広がる湿地林に分けられます。

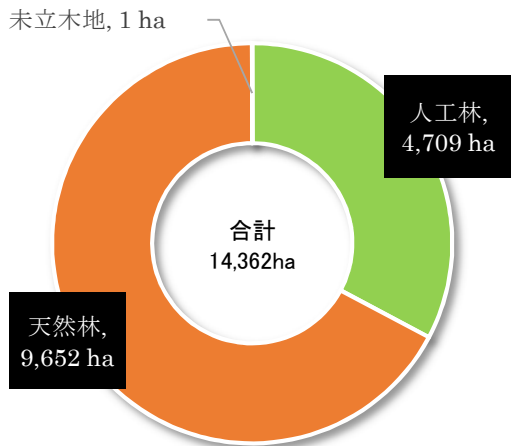
針葉樹のトドマツを主体とした混交林には、カンバ類、ミズナラ、シナノキなどの広葉樹が混じり、蓄積は ha 当たり約 200 m^3 を有しています。

湿地林は、小規模で流域面積が小さいものの、ヤチダモ、ヤチハンノキ、ヤナギなどの広葉樹林で構成され、水質の保全や河畔域の保護の役割を果たしています。その下流域には豊かで自然環境に恵まれた大きな湿原が広がり、シマフクロウやタンチョウなど多くの希少鳥獣の生息域にもなっています。

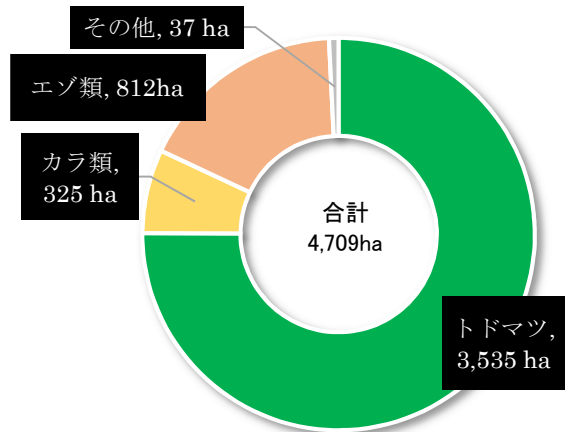
人工林は、育成途上の若齢林分もありますが、約 8 割が主伐可能な標準伐期齢を超過した森林で構成されており、高齢化による成長衰退が進むことから、計画的な伐採による木材資源としての利用と再生林を進めながら公益的機能の維持増進を図る必要があります。

下層植生はミヤコザサやシダ類が主体で、天然更新の障害となるチシマザサや大型草本類などは少ない地域です。一方で、エゾシカによるアオダモなどの食害や角擦りによる被害から、樹幹の腐朽被害が発生するなど後継樹不足や森林生態系への影響が懸念されています。人工林では、トドマツ・アカエゾマツ林分での角擦り被害が確認され、幹の損傷により腐朽が進行し、健全な成長を望めない林分も見られます。また、天然林では、樹皮や枝葉の食害が見られ、アオダモ・ニレ類・イチイなどが優先的に被害を受けており、特にアオダモについては、枝葉や樹皮の食害が管理区内の個体の大半に見られ、資源の減少が危惧されています。

人工林・天然林別森林面積



樹種別人工林面積



第2 長期的目標の設定

道有林基本計画での基本方針に基づき、当管理区における目指す姿及び目標の指標を以下のとおり定めました。

1 多様で先導的な森林づくり

(1) 目指す姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、原生的な森林や里山等の二次林、溪流沿いにある森林、様々な樹種・林齢の人工林などがバランス良く配置されている森林を育成することが重要です。

このような多様な森林の育成は、自然災害や病虫獣害に対する抵抗力や回復力を高めるとともに、生物多様性を確保するほか、水資源や生活環境の保全、さらには様々な樹種や径級の木材の供給など、地域の多様なニーズに応えることにもつながります。

このため、当管理区の整備・管理に当たっては、次のとおり多様な樹種や林齢、構造からなる林分がモザイク状に配置されている森林の育成を目指します。

(2) 目標設定の考え方

森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、発揮を期待する機能に応じて森林を区分し、森林施業の方法や森林を構成する樹種などに着目した分類(育成単層林・育成複層林・天然生林)を行って森林の整備を進める必要があります。

- ① 育成単層林 … 林種や林齢が同一の樹木により構成される単層の森林
- ② 育成複層林 … 複層林化した人工林や、施業を行った天然林など、複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成される複層の森林
- ③ 天然生林 … 自然の推移にゆだね、天然力の活用により成立・維持される森林

(3) 目標の指標

森林の区分に応じた適切な森林の整備や保全の実施により望ましい森林の姿に誘導していくことが必要です。このようなことから、「目標の指標」(令和13年度)として次の項目を設定します。

区 分	令和13年度	(参考: 令和元年度)
育成単層林	3,261ha	4,033ha
育成複層林	3,052ha	2,280ha
天然生林	8049ha	8,049ha

2 資源や技術力を活用した地域貢献

(1) 目指す姿

道民生活に木材・木製品の利用が定着し、道有林の森林づくりに伴い産出される木材が有効に活用される

ことを目指します。

(2) 目標設定の考え方

地域の多様な木材需要に対応し、林業及び木材産業の適切な生産活動を支えるためには、低コスト森林施業により原木を安定的に供給することが重要です。

(3) 目標の指標

道有林において、造林から、保育、伐採までの森林施業のサイクルを着実に進めることにより木材を産出し、林業及び木材産業等の健全な発展に貢献することが必要です。このようなことから、「目標の指標」(令和 13 年度)として次の項目を設定します。

森林づくりに伴い産出される木材の量 令和13年度 26千 m ³ (H29 から R2 までの実績平均: 19千 m ³ /年) ※立木換算
--

第2章 森林の整備・管理に関する基本的な事項

第1 多様で先導的な森林づくりに関する事項

1 森林づくりの基本的な考え方

森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、全域を公益的機能の発揮を期待する森林(水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林)に位置づけて森林経営計画を策定し、発揮を期待する機能に応じた森林づくりを進めます。

また、木材生産力の高い人工林が多い地域については、木材等生産林を水源涵養林等と併せて設定し、多面的機能の発揮を図ります。伐採に当たっては、保護帯の設置や溪流沿いにある森林の保全などの基準を設けるなど、公益的機能の高度発揮に配慮した森林づくりを実践します。

(1) 森林の整備

ア 基本的事項

当管理区の森林はラムサール条約登録湿地である厚岸湖、霧多布湿原の上流に位置しており、森林の公益的機能の高度発揮が求められています。また、基幹産業である沿岸漁業や酪農業が盛んであることや、国定公園に指定されていることなどから、森林の取扱いに対する関心が強い地域となっています。特に厚岸湖については、カキやアサリなどの養殖が行われており、水土保全機能の維持向上や河川の水質保全が重要です。

また、釧路管理区のほぼ全域で指定されている防霧保安林についても保安林機能の維持向上が重要であり、これらのことに配慮しながら森林の管理や整備を推進し、地形、気象等の条件による様々な生育状況を見極め、森林機能が最大限発揮できる森林づくりを行います。

人工林については、育成途上の林分や過密状態で下層植生が衰退している林分は計画的な間伐を実施します。高齢級林分については約 8 割が主伐対象林分となっていることから、積極的な主伐・再造林により森林の若返りと保安林機能の維持向上に努めます。

天然林については、育成途上または下層植生が衰退している植込林分について、周辺の人工林と併せ、計画的かつ集約的施業に努めます。

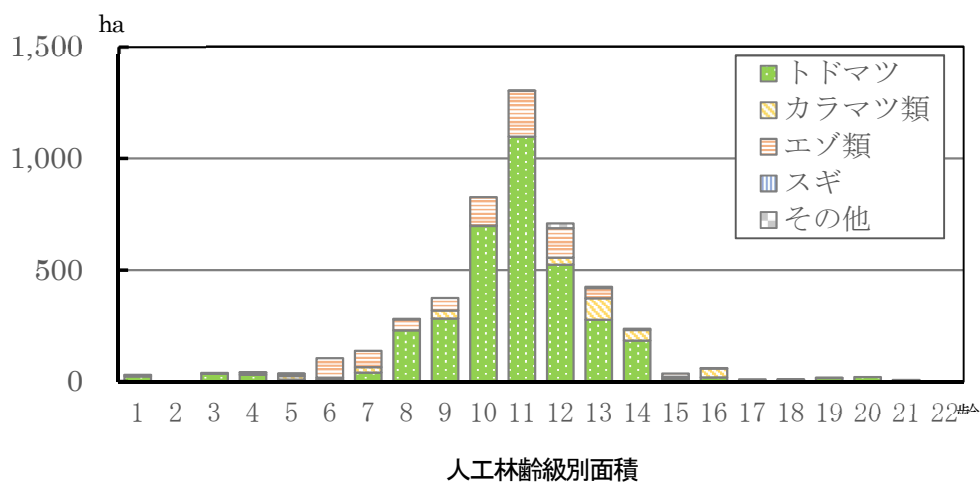
林道などの路網については、森林の整備・管理に必要不可欠であることから、効率的かつ適切な開設及び維持管理に努め、森林の整備・管理や避難路等として一般利用者の利便性向上に努めます。

イ 人工林の施業

区分	施業の考え方	対象面積 (ha)
[単層林施業]	・対象：当管理区は、管内全域において公益的機能別施業森林に設定されており、木材等生産林との重複設定は無いことから単層林施業の対象地はありません。	— ha
[複層林施業]	・対象：特に公益的機能の発揮が求められる森林又は既に複層林施業を実施している森林を対象とします。 ・主伐：帯状または小面積皆伐を基本とし、伐採面の形状は、林相や地形を考慮し、適切に設定します。 ・間伐：各層の植栽木の生育状況に応じて、列状もしくは定性間伐により密度管理を実施します。 ・更新：更新方法は植栽を基本とし、下層の光環境を考慮し下層への陽樹の植栽は避けて実施します。	4,541 ha
[混交林施業]	・対象：既に広葉樹が侵入し始めているなど、効率的な人工林施業が困難な森林を対象とします。 ・主伐：主伐は行いません。 ・間伐：侵入している広葉樹を努めて育成するよう密度管理を実施します。 ・更新：天然更新を優先します。	77 ha
[保全林]	・対象：法令等の制限により禁伐、広葉樹の侵入により既に天然林化している森林を対象とします。 ・施業：基本的には、人工林施業は実施しません。	91 ha
面積計		4,706 ha

(参考) 主伐、間伐の繰り返し年

区分	トドマツ	カラマツ	アカエゾマツ	備考
主伐実施林齢	51～80	51～80	75～100	
主伐繰り返し年	10～15	10～15	10～15	
間伐繰り返し年	7～10	7～10	7～10	





人工林主伐箇所

人工林間伐箇所

ウ 天然林の施業

区分	施業の方法
[林地保全林等]	・原則施業は行いません
[多段林]	・間伐：植込林分について列状間伐もしくは定性間伐を実施します。 ・更新：天然更新による後継樹の確保を図ります。
[疎林]	・更新：植栽を実施します。
[広葉樹二次林]	・間伐：密度管理のための列状もしくは定性間伐を実施します。



天然林間伐箇所(植込林分)

エ 路網

区分	整備の考え方等
[林道・林業専用道等]	・通行車両の種類や用途に応じて、規格に沿った路網の開設及び補修を実施します。 ・既設路網の改修などにより、立木の伐採を最小限にし、環境負荷の低減に努めます
[橋梁長寿命化]	・「道有林林道橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的な点検や補修、架け替えを実施します。



施業道維持



橋梁

才 計画量

(ア)伐採立木材積及び間伐面積

(単位:材積千m3、面積:百ha)

区 分		総 計			前期(R4-8)			後期(R9-13)		
		計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林
総計材積	計	253.0	253.0	—	123.0	123.0	—	130.0	130.0	—
	針葉樹	233.0	233.0	—	108.2	108.2	—	124.8	124.8	—
	広葉樹	20.0	20.0	—	14.8	14.8	—	5.2	5.2	—
主伐材積	計	100.1	100.1	—	48.1	48.1	—	52.0	52.0	—
	針葉樹	90.1	90.1	—	43.3	43.3	—	46.8	46.8	—
	広葉樹	10.0	10.0	—	4.8	4.8	—	5.2	5.2	—
間伐材積	計	152.9	152.9	—	74.9	74.9	—	78.0	78.0	—
	針葉樹	142.9	142.9	—	64.9	64.9	—	78.0	78.0	—
	広葉樹	10.0	10.0	—	10.0	10.0	—	—	—	—
間伐面積		2,225	2,194	31	1,193	1,162	31	1,032	1,032	—

(イ)造林面積

(単位:ha)

区 分		総 計	前期(R4-8)	後期(R9-13)
総 計		239 (877)	110 (419)	129 (458)
人工 造林	計	239 (877)	110 (419)	129 (458)
	単層林	— (—)	— (—)	— (—)
	複層林	239 (877)	110 (419)	129 (458)
天然 更新	計	— (—)	— (—)	— (—)
	植込み	— (—)	— (—)	— (—)
	かき起し等	— (—)	— (—)	— (—)

※括弧内の数値は区域面積

(ウ)路網開設延長

(単位:km)

区 分	総 計	前期(R4-8)	後期(R9-13)
林 道	—	—	—
林業専用道	1	1	—

(2) 森林の保全

希少な野生動植物の生息・生育地となっている森林や保護林などの適切な管理を行うとともに、病害虫や鳥獣による森林被害については地域の関係機関と連携を図りながら必要な駆除や予防対策を講じるなど、適切な森林の保全に努めます。

区 分	具体的な取組等
[保護林]	「アカエゾマツ保護林」、「シロエゾマツ保護林」、「イチイ保護林」を希少性または特異性を有している森林として保護林に指定し、施業の参考としています。 詳細については、参考資料 6 の(1)のアを参照
[生物多様性保全の森林]	シマフクロウの生息が確認されているエリアにおいては、NPO 法人など専門家からの助言を受けながら、繁殖期を避けた事業実施などにより、自然環境に配慮した施業を行います。
[森林被害対策]	エゾシカによる森林被害対策については、囲いワナによる捕獲や冬期間の林道除雪による一般狩猟者の捕獲環境整備を進めます。 また、捕獲したエゾシカにあつては、地域の食肉処理施設へ供給するなど、地域と連携した取組を進めます。
[その他]	湿原周辺や沢沿いにおける森林の伐採は控え、溪畔林の保全に努めます。



シロエゾマツ保護林



囲いワナ



林道除雪

(3) 森林の管理

公有財産である道有林を適正に管理するため、森林の巡視や境界標の計画的な保全・復元などに取り組むほか、保安林や自然公園等に指定されている森林での保護・保全を図るなど森林の適切な整備・管理を行います。

区 分	具体的な取組等
[森林の巡視等]	道民共通の財産である道有林を適正に管理するため、広く一般に開放している林道をはじめ、林道ゲートなどの林野管理施設の点検や産物の不法採取、林内への不法投棄への対応に努めるとともに、林野火災の警防の徹底や森林被害の調査を行うなど、適切な森林管理に取り組みます。
[保安林の適正な管理]	当管理区は、森林面積の約9割が霧害の防備や公衆の保健などを目的とした保安林に指定され、また、優れた自然の風景地などを保護し、利用の増進を図ることを目的として自然公園等に指定されており、森林の持つ公益的機能の維持増進を図るため、適正な森林の保全管理に努めます。
[入林者の利便性向上]	道民の森林づくりへの理解と参加を促進するため、道有林を広く開放し、森林とのふれあいを促進することとしており、森林レクリエーションなど道有林への入林者の利便性向上やヒグマの注意喚起等の情報提供に努めるとともに、入林マナー向上などの普及啓発に努めます。
[エゾシカ捕獲の推進]	深刻化するエゾシカによる農林業被害を踏まえ、狩猟者によるエゾシカの捕獲を促すため、国有林と連携して、入林手続きや可猟区域に関する情報発信の取組を進めるとともに、冬期間の除雪路線や利用期間に関する情報を公開するなど、狩猟者の利便性の向上を図ります。



センサーカメラ



不法投棄



林道ゲート



ヒグマ(センサーカメラによる撮影)

第2 資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項

1 地域に貢献する取組

造林・保育作業の低コスト化・省力化やトドマツ大径木の付加価値向上に取り組む林業事業体の育成や、地域の製材工場等の需要に応じた原木の安定供給などに取り組むとともに、こうした取組の意義や具体的な方法を、地域に普及することにより、道産トドマツ材の安定供給に繋がります。

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進

区 分	具体的な取組等
[スマート林業]	主伐については、緩傾斜地を優先した伐採区域の選定や集約化により、効率的な作業に努めます。 また、地形やエゾシカによる影響を考慮しながら、植栽が容易なコンテナ苗を活用して、効率的な植栽に取り組めます。 間伐については、作業の効率化やかかり木の発生リスクを低減させるため、引き続き機械作業による列状間伐を推進します。
[共同施業・共同出荷]	林業専用道等の共同使用や立木販売の共同実施についての積極的な情報提供を行い、一般民有林の森林整備推進に向けた取り組みを進めます。
[その他]	植栽に欠かせない優良な林業用種苗の安定的な生産に資するため、道有採種園の整備を進めます。



人工林主伐箇所(小面積皆伐)



コンテナ苗植栽



ゲイマツ採種園



人工林間伐箇所(機械伐採後)

(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成

区 分	具体的な取組等
[林業事業体の育成]	<p>機械の導入や雇用の確保に取り組む地域の林業事業体を育成するため、安定的な事業量の確保及び計画的な発注に努めます。</p> <p>また、計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、造林や保育、伐採などの森林整備に係る協定を複数年にわたって締結し、林業事業体の育成に努めます。</p>



伐木造材作業(ハーベスタ)



土場玉切



植 付



下草刈り

(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

区 分	具体的な取組
[原木の安定供給]	<p>道有林の近隣に木材加工団地があることや、木材の地材地消に取り組むため、地域の木材需給動向の変動に対応しながら、計画的かつ安定的な供給に努めます。</p> <p>(協定販売に係る実績) 平成30年度より3力年間で 14,000m³ の協定販売を実施</p>



搬出作業



製材工場

(4) 道有林の森林づくりを担う人材の育成

区 分	具体的な取組
[人材の育成]	事業箇所や造材現場、試験地等において、施業の基準や樹種の判別、また、立木の品位判定などの技術向上のための研修会を実施し、若手職員の育成を図ります。 そのほか、試験研究機関や森林管理署と連携しながら、地域の模範となる造材技術の手法や課題解決に取り組めます。



生長量調査(保護林)



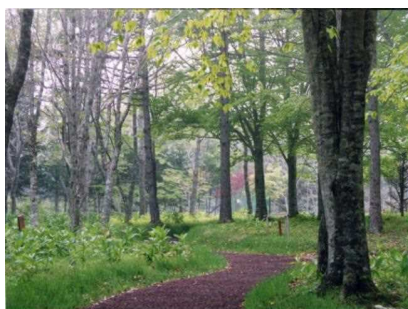
河川水濁度調査

(5) 道有林の活用

区 分	具体的な取組
[道有林を活用した地域振興]	当管理区は、公共性・公益性が高く道民生活に必要な道路や送電線敷地はもとより、氷下魚待網漁の漁獲物運搬道等に活用されるなど、地域の産業に寄与していることから、引き続き、これらの貸付地等の適切な管理に努めます。
[木育等による道民理解の促進]	木育マイスター等と連携した森林学習体験や、NPO法人による森林ボランティア活動、小中学校と連携した林業現場見学等のフィールドとして道有林を活用し、森林づくりへの道民理解の醸成や、本道の森林づくりに対する道民の理解と参加を促進します。 また、厚岸霧多布昆布森国定公園の指定に伴い、観光資源として活用が期待される箇所については、関係市町村と連携し環境整備に努め、地域振興に貢献します。



造材現場見学



樹木園



森林学習